

令和7年11月

第30回

会議議事録

議長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 伊藤 勝博

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主事	係
令和7年12月3日		合議				
供覧の上、公開してよいか伺います。		農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査	

第30回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第8号

下記について付議するため、11月26日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第30回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 片岡 功敬	事務局次長 吉田 浩司	農地係長 町田 篤
書記 西村 裕介		

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、9番 伊藤 勝博委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明した後、報告事項5について、次のように説明した。

事務局 「次に、報告事項5、農地利用最適化推進委員の能率報酬について、ご説明いたします。

本件は、農地の管理に苦慮していた土地所有者と経営規模拡大のために農地を探していた借受人を農地利用最適化推進委員である細田推進委員が仲介して、賃貸借契約に至ったものです。

経過といたしましては、令和7年4月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定による事業計画について、農業委員の皆様にご審議いただいた後、5月に3年間の賃貸借契約を締結し、圃場整備に取り組み始めました。

農地の状況につきましては、本日配布いたしました補足資料の写真のとおり、圃場整備が整い、露地野菜の植え付けが行われ、今後耕作が継続するものと判断できます。

このことから、川口市農地利用最適化推進委員の勤務条件に関する要綱第7条第3項に規定する「過去1年以上の間、不作付になっている農地について、推進委員の助言等により3年以上継続を見込まれる耕作が開始された」と認め、本件の主たる担当推進委員である細田推進委員に能率報酬5万円を支給いたしますことをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。」

- (3) 議長は、農地利用最適化推進委員に補足説明を求めた。

- (4) 農地利用最適化推進委員は、次のように述べた。

細田推進委員 「令和7年1月に安行地区で農地を所有されているかたから、農地の管理に苦慮しているとの相談が寄せられたことから、新規就農のために農地を探していたかたを3月14日JAさいたま安行支店の応接間で初顔合わせを行い、令和7年5月から3年間の賃借権設定につなげることができました。

賃借権設定後、現地は毎月確認しており、借受人は圃場整備を積極的に行い、現在はスティックセニヨール、カリフローレ、ロマネスコなどの西洋野菜の植え付けを始めました。

収穫された野菜は市内スーパーでも販売を始めるなど意欲的に取り組んでおります。

今月12日に現地を確認した際には、本日配布されました写真資料のとおり農地が再生され、今後も耕作が継続されるものと判断しております。

今後において、川口市農地バンク制度のさらなる拡充と農地保全に努めて参りますので、今後とも農業委員の皆様の貴重な情報をよろしくお願ひ申し上げます。」

議長 「今後とも、この農地のマッチングには頑張って取り組んで頂きたいと思います。」

- (5) 報告事項1から報告事項5について、全員これを了承した。

8 議案の上程

- (1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

- (2) 第1号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、貸付人が新井宿のかた、借受人は並木元町1丁目のかたで、農地中間管理権の設定をして、農地を貸借する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、赤山歴史自然公園から西に200mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、4筆、計3,670m²でございます。

貸付人は、農地の管理に苦慮していたため、農地利用最適化推進委員に相談のうえ、川口市農地情報登録制度、いわゆる農地バンク制度を利用し、耕作希望者を探していたところ、新規就農のために農地を探していた借受人と期間3年の賃貸借を行うことで合意し、今回申

請に至ったものでございます。

それでは本件について、事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人の経歴でございますが、令和6年3月から川口市明日の農業担い手育成塾へ入塾し、約2年間、指導員を中心とした、塾長、副塾長等の関係者の指導のもとで、農業経営や栽培の知識・技術を学んでおります。

なお、この川口市明日の農業担い手育成塾は、さいたま農業協同組合、埼玉県さいたま農林振興センター、市内農業団体の関係機関等からの構成員をもって組織されており、農業の新たな担い手となる新規就農希望者を育成し、就農を支援するため、設置された塾でございます。

次に、申請地は地域計画の区域内の農地であるため、原則として借り受ける者は地域計画に農業を担う者として位置付けられていることが必要となります、一時的に耕作する場合は借り受けることができるとされております。

次に、借受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、耕作状況につきましては、新規就農であり現在、農地を所有しておりませんが、川口市明日の農業担い手育成塾の圃場で、約3,000m²の農地管理及び栽培の実績がございます。農地中間管理権設定後は申請地にて、サツマイモ、白菜、春ジャガイモ等の野菜を栽培するということであり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから問題ありません。

次に、借受人の農業従事状況といたしましては、市内の農地において、年間に300日程度の日数を見込んでおり、問題ありません。

また、申請地に中間管理権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

9 連絡事項

- ・「2026年度版市民手帳」について

10 閉会

午前10時30分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第30回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和7年11月26日

議長

(印)

署名委員

(印)

署名委員

(印)